

令和4年7月12日
植物防疫所

輸出する植物の原産地の確認徹底について

今般、日本産と称して輸出された原産地不詳の観葉植物の苗から、日本未発生 of 害虫が輸出先国の輸入検査で発見され、不合格となる事案が確認されました。

このような事案の発生は、輸出先国の検疫条件が強化され、日本からの植物の輸出ができなくなることにも繋がります。

植物の輸出をご検討されている方々におかれましては、可能な範囲で、輸出検査の申請前に、植物の原産地を必ずご確認いただき、正確な原産地の申告を行っていただきますようお願いいたします。

特に、インターネットオークション等で購入された植物を輸出される際は、原産地の情報が不明な場合も多いことから、必ず購入元に原産地を確認していただきますようお願いします。

なお、輸出検査の申請時に、原産地を偽って申告した場合は、植物防疫法に基づく罰則の対象となる可能性がございますので十分にご注意ください。

※本文における原産地とは、植物が栽培された場所のことです。

【具体的な罰則】

植物防疫法により、輸出検査を受けずに植物類を輸出した場合又はその検査を受ける際に不正行為をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。